

## 令和4年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

令和4年11月25日（金）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会11月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

### 議事日程

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について               |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について               |

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。

3年ぶりに開催されました産業祭につきましては、委員の皆さまのご協力のもと、盛大に開催することができました。ありがとうございました。2日間で4万2千人の参加ということで、3年前とほぼ同等ぐらいのところまで戻ってきております。また、翌週の農ウォークにつきましても、栗原実行委員長のもと、皆さまにご協力いただきまして、帰りがけには皆さま多くの野菜を持って、喜ばれて帰られましたので、また来年も引き続き交流の場として継続できればと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、令和4年あきる野市農業委員会11月総会を開催いたします。まず初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように、産業祭、そして翌週に農ウォークと、2週続けて皆さまには大変ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。2年なかったのですが、農業委員会としては堆肥や植木を配ったり、写生会などが恒例行事となっておりまして、いろいろ皆さまご都合があるところ、時間を作っていただきまして、お手伝いいただきまして、大変助かりました。これから先はまたどうなるか分かりませんが、産業祭が開かれれば同じようなスケジュールでやっていくのではないかと思います。また農ウォークにつきましても、市民21名が参加いたしまして、また皆さまにもご協力いただきまして、特に栗原委員長にはいろいろお世話になりました。成功だったのではないかと思います。コロナの影響で去年はできなかったもので、今年はどうにかできて良かったと思います。また先月は私が総会を欠席させていただきました、誠に申し訳ありませんでした。皆さまも体調には十分お気を付けください。本日もよろしく願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、11月12日、13日に「第26回あきる野市産業祭」が開催されました。また、11月19日に「第11回あきる野を知らず隊 みんなで秋の収穫体験」が開催されました。両イベントにおいて、多数の委員にご協力をいただきました。お忙しいところ、ありがとうございます。また、11月17日に開催された「東京都農業会議第2回臨時総会」に私と事務局次長が出席いたしました。諸報告は以上です。本日の署名委員は長濱委員と本郷委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受93,94については、関連案件のため一括で審議いたします。また、こちらはご本人をお呼びしている案件となりますので、よろしく願いします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年11月25日提出。あきる野市農業委員会、

会長、甲野富和。

(第1号議案・収受93 朗読)

続きまして、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受94 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受93, 94について、担当の田中英雄委員、説明願います。

(田中英雄委員) はい。それでは発表させていただきます。去る21日の午前中に私は所用がありまして、ちょっと事務局と一緒に立ち会えなかったのですが、午後、私が近くなものですから、私の畑の横にありますので、久しぶりに登って見て来ました。まず、6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの3筆には果樹が11本ほど植わっております。次に7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの4筆にも同じように果樹が植わっておりました。そして、もう1ヶ所は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの3筆は山の中の急斜面で、もう竹と篠で全然中に入れられないような状態です。あとはイノシシとサル被害が多い場所でもありますから、所有権移転で本当にこの方が買うのであれば、やる意志を示すためにも、獣害をどのように防いで、こういうことをやります、というのを示してもらって、それで皆さんでよく審議していただきたい、そういう意見です。よろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と田中英雄委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・ご本人が来ているのですが。

(山崎委員) 現地に私も同日の午前中に行ったのですが、田中さんがおっしゃっているように、かなり急斜面で、多分耕運機など持って行くのもかなり大変だろうと思うのですが、今日はいらっしゃっているので、後々聞いていただくことになるとは思いますが、事務局の方にここをどんな計画を立てているのかを、あらかじめお聞きできればと思うのですが。

(事務局) はい。計画としましては、特に山の所、斜面の所については、ミョウガとシイタケを栽培するとお話は伺っています。かなり日陰になるような所というのもありましたので、一般的な野菜などは多分育たないということで、ミョウガとかでしたら日陰とかでも比較的栽培できるということで、ご本人からもそういった物を栽培していきたいと伺っております。

(小川委員) 本人に来てもらって、本人の営農意欲を聞いて、それで判断したらいかがでしょうか?

(議長) そうですね。その後また皆さんで話して。他にご質問ございますか?・・・それではご本人をお呼びいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) すみません。失礼いたします。

(議長) 本日はお忙しい中ご足労いただき、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介も兼ねまして、今後の計画、抱負等お話をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(〇〇氏) はい。分かりました。皆さん、本日は大変ありがとうございます。お忙しいところ、

よろしくお願いたします。私は●●●で代々に渡って農林業を営んでおります、○○○○と言います。よろしくお願いたします。農林業は今のところ、畑は●反程やっていると思うのですが、今のところ市場等には出荷はしておりません。ただ、近所の方々とか、知り合いには買ってもらっています。それと以前は私は秋川の●●●に栗林がありました。●●●坪ぐらいあったのですが、その時は秋川の農協でしょうか、そちらの方に1日多い時は200～300ぐらい、出荷させてもらっていました。今はその農地は弟の自宅になったりしています。あきる野市には他に農地はございません。今回買わせてもらう所だけでございます。今後は果樹園が多いので、そのまま継続してやっていきたいと思っております。それから果樹園の中にもちょっと空いた所があるんですね。その空いた部分はちゃんと活用していきたいと思っております。それから今、全く植わっていない所で、●●●の○○○-○は完全に空いておりますので、ここは何を作ろうか、作りたい物ばかりなので、自分の中で検討しております。ただ、うっかりすると動物にやられるかも知れないよと言われましたので、大丈夫そうならトウモロコシ、サツマイモ、トマト、ナス、キュウリ、スイカなど作ってみたいと思っております。それから●●●の3筆ですが、ここは奥の方は杉が入ってまして、その前は竹がすごく生えていて、竹林になっています。それでちょっと私も考えたのですが、以前視察で群馬県のミョウガの里という所へ行きまして、それでミョウガを分けていただいて、私の杉林の横に植えてみましたら、芽が出てきたんです。なので、こちらにも草を刈って、ミョウガを植えてみたいと思っております。そして竹林の所も刈って、梅とか柚子を植えてみたいと思っております。そんな計画でおります。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(田中英雄委員) はじめまして。私は地元の者です。それで、私の畑も竹林になっているのですが、同じ所にあるんですよ。日陰でサルとイノシシの獣害もあるのですが、本当にできるのかなと非常に心配なんです。地元として、本当に農地として利用するというのでいいわけですか？

(○○氏) はい。そういう計画でおります。

(田中英雄委員) 獣害もあるし、竹の問題もあるし、日陰でもあるし、それをきれいにしてから、もう一度申請をお願いしたいなと思ってるんですよ。具体的に行動を示してもらいたい。山の中の畑ですから。それはできませんか？

(議長) その点なんですけど、まだ所有権が移転していないので、勝手にやるといけないことになっているので、その辺が難しいところなんですけど。まだ移転していないので、手を入れると法的にはいけないことになりますので、手を入れる訳にはいかない。だから、やっていただけるかという意志ですよ。

(田中英雄委員) 責任を持ってね、その農地をやってもらえればいいです。

(議長) はい。他にご質問ございますか？

(山崎委員) 山崎です。よろしくお願いたします。かなりお調べになっていらっしゃるのですが、ミョウガなんですけどね、イノシシはドクダミとかあいう根物が好きということも聞いていますけど、ミョウガは大丈夫なんでしょうか？あそこは獣害は避けられない所だと思っておりますので、特にイノシシ。ミョウガは大丈夫だということをお調べになっているのかどうかを、ちょっと教えていただきたいと思っております。

(〇〇氏) 私のところはミョウガがかなりあるのですが、確かに一部は掘られましたが、他の山に生えているのはやられていませんでした。

(山崎委員) それでは、獣害対策はどのようなことを考えていらっしゃいますか？例えば電気柵を回すだとか。

(〇〇氏) ●●で竹の子林に電気柵をやったことがあります。●反歩ぐらいの所でしたが、イノシシは大丈夫でした。ですが、サルの被害はありました。ミョウガはどうかと思っています。

(山崎委員) あの、重要なことで、始めたは良いけど獣害がひどくてやめた、ということでも私もちょっと困るなと思っています、そこのところはしっかり、獣害対策をかなり考えていただかないと、要するにそこで作物を作っていかれるということですから、しっかりとやっていただけるかどうかをお聞きしているので、最終的にはしっかりとした獣害対策が必要不可欠だと思います。

(事務局長) 獣害対策を取りながら、今後ずっと農業をやっていただきたいと思っています。

(〇〇氏) はい。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 笹本と申します。よろしく申し上げます。今、獣害対策のお話も出ましたが、我々としては相続放棄されたような畑を耕してくださるという方はすごく有難いんですね。ただ、獣害やいろいろな事情で途中でできなくなってしまったというのが、やはり困るというのも同じ思いでして、もう1つ、獣害と気になったのが、果樹をやりたいという希望が多少あるというところだったんですけど、果樹となると期間が長くなりますので、ご自身に何かあった時に、引き継いでやってくださる方のあてとかあるのかなというのを少しお伺いしたいなど。と言うのも、何もない畑が耕作放棄地になった場合は草を刈れば使えるんですけど、木を植えてしまうとそこの耕作放棄地を復活させるのはすごく大変なことになってしまうので、そこのあてがあるかどうかだけ、1つお聞かせください。

(〇〇氏) はい。今、長男が●●に住んでいて勤めているんですけど、将来はこちらに戻ることになっていますので、大丈夫です。

(笹本委員) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) 今日のご苦労様です。●●の3筆ですが、自分の屋敷周りにも竹、篠が非常に生えているのですが、この急な所を手作業で竹や篠が駆除できるのかなと。また、根が回るのが早いので。それで先ほど事前に事務局からお話を聞きましたが、シイタケもサルにやられるだろうと感覚的には考えているのですが、手作業でミョウガが植えられるような所になるのかなと。機械は急坂なので入っていけないだろうという話もありましたが、どんな形で竹や篠を駆除できるとお思いでしょうか？

(〇〇氏) ちょっとこれもまだはつきり分からないのですが、除草剤みたいなので、竹を枯らす薬もあるという話を聞きました。それと、私も山の中に1ヶ所竹林があったのですが、そこは刈っていたら自然に消滅しました。そんな所もあります。

(橋本委員) では、現状ではどうやって駆除するか、今のところは分からないということによろしいですか？竹とか篠の根をどうやって取り払うとか、自然に枯れるのを待っている状況ですか？

(〇〇氏) 今のところは、刈り取って、その藁を蒔いたら蒔いて、それから果樹を植えてみようかなと思っています。

(橋本委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・最後なんですけど、今、皆さん特に●●の畑に感心があるようでして、今回この●●●、●●●、●●の3ヶ所の畑を取得しようと思った経緯ですね、それを簡単に教えていただければ。お願いいたします。

(〇〇氏) はい。私は●●に住んでいまして、前所有者が亡くなった際に相続放棄されたということで、それで以前●●の山を引き取ってほしいと。秋川の土地は私は●町歩ぐらいしか引き取らなかったんですけど、●●をほとんど私が引き取ったんですね。そんな経緯もいろいろありまして、この畑の方ももう2年ぐらい前からある話なんです。もし、まとめて買えるのだったら、ということで、この度契約をさせていただきました。そんな経緯でございます。

(議長) 分かりました。他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?それでは〇〇さん、今日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) 皆さん、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか?・・・今、お話があったように、多分3ヶ所まとめて買って欲しいという感じなのかなと。そんなニュアンスが伝わってきたのですが、そういう場合どうしたら良いでしょうかね?

(笹本委員) 結局、現状、相続放棄されて誰もやる人がいないってことですよ?

(事務局長) そうですね。このまま置いておいてもどんどんひどくなる一方なので。

(笹本委員) はい。だから、もし買っていただければ、今より悪くなることはないですよ?

(事務局長) 悪くなることはないです。

(笹本委員) ただ、ご本人のために大丈夫?と確認しているぐらいの感じで。

(事務局長) そうですね。

(笹本委員) 息子さんも自宅に戻ってくるということで、後継者もちゃんと考えているようなので、僕はいいのかなというように感じています。

(議長) 確かにこの●●●と●●●は良い所のようなのですが、本人の事を考えると、この辺どうするかですよ?

(本郷委員) こういった地域は全国的に問題になっていますけれども、耕作放棄地は今後もいっぱい、こういうものは出てくるんじゃないですかね。そういった中でこの方が善意だか分かりませんが、やっつけてくださるということであれば、笹本さんおっしゃるように、今よりも悪くなることはない訳ですよ。ですから、これは所有権移転を認める方向の方が、私はあきる野市の農地としてはいいのかなと思うんですよ。

(小川委員) 〇〇さん夫婦は私は前から承知しているんですよ。一生懸命耕作なり、林業なりやっているのは良く知っているんですけどね。だから、ここで認めた時にどうなのかな、というのが1つ心配なんです。認めないとなると、また●●●さんも困っちゃうかなという部分があるし、みんなで討議して良い方向で結論を出した方がいいのかなと。何もしないでミョウガを作るのは無理だから、竹の伐採か何かやって、立木も少し、林業だから切れる資格は持っているから、

運び出すのが大変なのかな？

(山崎委員) 太い木ですね。でも、比較的空いているんですよね。だから別に木があっても、ミョウガとかそういう物であれば全然問題ないと思いますよ。他も私見しましたが、他は間違いなく日当りは良いし、平らだし、かなり使い勝手も良いし、たまたま●●の畑だけがダメということで他がダメになるのであれば、ちょっともったいないなど。今、本人もいろいろ考えて、おそらく獣害が少ないだろうと思われるようなミョウガを中心に始めていこうと言うことから、それはそれでいいのかなという気がしますね。認めてもいいのかなと私は思いますけど。

(田中英雄委員) 2ヶ所の平らな所はいいんですよ。●●のこの土地だけが、本当にできるのかなと。やりますと言われてね、やらなかった場合どうなるのかということだけ、解決しておいていただきたい。

(議長) 先ほども話がありましたように、ここで通さないとなったら今より更に悪化していくのは見えているのですが、それでどうなのかなと皆さん心配しているんですよね。仮にでもあの方が受けて手入れをしてくれれば、今よりは悪くならないんじゃないかというところがある・・・多分このまま認めないであのままにしておくとうすごいことになってしまう。どうしましょうか？ただ、確かにあそこに本当に入って行けて、●●歳の方が何年やれるかという心配もあるでしょうけれども。

(小川委員) とりあえず認めてあげて、管理をしっかりやるという条件を付けて。3年間の管理をしっかりやるという誓約は・・・

(事務局) 誓約書はいただいております。

(議長) 誓約書はそういう形式になっているんですよね。

(事務局長) 3年間だけじゃなくて、3年間は売却をしてはいけないという誓約書なので、農地を買ったら永遠にやっていただかないと困りますので。

(議長) しっかりやっていただくという条件を付けて、認めるということはどうでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 田中英雄委員、どうですか？しっかりやっていただくという条件を付けて。

(田中英雄委員) ええ。あの、別にダメといういうことではなくて、本当に所有権移転して買いたいならそれだけしっかりやってくださいと。別に反対ではありません。やっていただければ。

(議長) では、よろしいでしょうか？

(全委員) はい。

(議長) それでは、異議がないようですので、收受93,94について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することに決定いたします。続きまして、收受96,97についてですが、こちらも関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第1号議案・收受96 朗読)

(第1号議案・收受97 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受96,97について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。11月21日に長濱委員、事務局、計4人で現地調査に行っていました。地図は9ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇〇-〇の現状としましては、良く耕耘されてすぐに作付けできるような状態でありました。また、△△△-△、□□□-□につきましては、多分、公園ができる時の南北道路で分断されて残ってしまった部分だと思うのですが、現況としましては、形状からお分かりのとおり、農地として管理はできずに、草が繁茂してしまっているような状態でした。ここは耕作して使うというような場所ではなくて、隣接する畑の持ち主である〇〇さんに一緒に使っていただく方が良いでしょうので、これは良い機会ではないのかなと思います。そして、〇〇〇-〇に関しましては、数ヶ月前に〇〇〇〇さんがこちらにお見えになって、所有権移転をして購入した場所です。それで息子さんの◇◇さんが世帯内贈与でここを取得するという事になっております。◇◇さんに関しましては就農して4、5年だと思われそうですが、私なども知っている植木協会の青年部などで大分活躍されていますし、一生懸命畑で植木の管理や生産をされているのを見ておりますので、何ら問題はないかなと思います。先ほども申し上げましたが、この△△△-△、□□□-□を取得することでこの畑の使い勝手も良くなりますし、作業効率も上がると思いますので、問題ないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、收受96,97について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受101について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第1号議案・收受101 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受101について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る11月21日に事務局2名と私の3名で現地調査をいたしました。案内図は10ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

畑につきましては、先般の農ウオークのサツマイモ畑の西側に位置しております。当該地は短い草の状態ですが、北の西側一角につきましては、●●坪程度に家庭菜園的にネギ、ハクサイ、ダイコン、イチゴなどが作られておりました。譲受人であります〇〇さんは、皆さんご承知とは思いますが、当該地周辺の土地を多く耕作し、新規就農者として五日市直売所の会員でもあります。問題はないかと考えております。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(栗原委員) 今回借りるのではなくて、買うということになったのは、何か理由があるのですか?

(事務局) こちらにつきましては、まだ予定ではあるのですが、補助事業を使ってハウスを建てると

いう計画が、計画段階ではあるのですが、そういったのがありまして、購入にいたっております。  
(栗原委員) あ、はい。分かりました。

(議長) ハウスをやりたいという計画で、ハウスをやるには借りている所はハウス建てさせないというのが普通なので、自分の自由に長期間持つものを建てようとする、どうしても購入しないと、ということなんでしょうね。

(笹本委員) 1つ僕もやっぱり気になるのが、ハウスを建てた後の事業計画はどうなっているのかなというところは、本人のためにもちょっと考えた方がいいのかなというのは、若干ないではないです。新規就農で今2年目というところを考えるとちょっと慎重にならざるを得ないよね、ということであれば、今どうなっているのかよりも、ハウスを建てた後どうするのかというところの方に焦点を当てた方がいいのかなと思います。例えばこれで、トマトやりたいとか、そんな話だとちょっとどうかと思いますし、今後、貯蔵庫を作るとかでしたら、サツマイモをやる上で絶対必要なもので、そういう今の事業を発展させていくための目的だったら、十分に意義のある案件だと思います。以上です。

(田中克博委員) 前ちょっと〇〇さんと話したことがあって、確かにここ、ハウスを建てたいと随分前に言っていたことがあったんですけど、ここでは一応サツマイモの苗を育てるといふようなことを言っていました。ただ、水道がなくて、その辺どうするの？と聞いたら、トラックで運ぶと言っていたので、厳しいところもあるかもね、とは言っていたんですけど。

(議長) 他にご質問ございますか？

(大福委員) 1年度での売り上げですが、こちらの出荷先は把握されていますか？それと、今後5年間かけて増やしていくのですが、直売所の会員にもなられているんですけども、そんなにまだ直売所、大きな売り上げにはなっていないと思うのですが、今後の出荷先とかどういう風に売っていくかについて伺っていますか？

(事務局) 出荷先については、五日市ファーマーズセンターは、今はあまりないという話でありまして、一応ご自身でも焼き芋を作って販売をしているようで、●●●●の販売業者とか、そういったところの方々と一緒に販売をしたり、他の場所に行ってお自身で焼き芋の販売をされていると聞いたことがございます。

(大福委員) それでは、そちらの方で売り上げを立てたのではないかなということですね？

(事務局) そうですね。はい。

(議長) ハウスは多分サツマの苗かも知れないです。今は苗を買っているのですが、苗まで自分でやればもっと収益が良くなるだろうと。

(笹本委員) 何をやるにしても作業をする場所が必要なもので、ハウスを建てる場所ということではいい案件だと思います。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受101について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) それではまず、番号1の引田分について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。場所につきましては、11ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇の畑は柿の木が等間隔に植えられており、下草も刈られておりました。すでに一部を残し、収穫がされている状況です。次に△△△-△の畑ですが、ここから南に更に下りまして、崖の下になります。ここも同じく柿の木の畑で、一部ビニールハウスがありまして、そこでは育苗やワラなどの資材が入っておりました。〇〇〇〇〇さんは●●歳になりますが、物置の中で出荷作業などを行っていると聞いております。息子さんであります△さんが主に農作業を行い、秋川ファーマーズセンターに多くの野菜などを出荷され、また現在は研修生の育成も行っているそうです。以上です。

(議長) 続きまして、番号1の上ノ台分について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。同じく21日に野崎委員と事務局と計4名で現地を確認してまいりました。地図の12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

先日の農ウォークの際に〇〇〇番でハクサイとサトイモの収穫をした場所ですので、残りの場所もきれいに耕耘してありまして、いつでも使える状態になっております。次に△△△番ですが、こちらは完全にきれいに耕耘済みで、いつでも使用可能でありました。そして、□□-□の畑ですが、こちらは道路脇の西側の所に5列程ニンジンがまだ収穫前で、きれいに植えてありまして、残りの部分は完全にきれいに耕耘されておりましたので、本郷委員の言うように〇〇さんは親子で営農し、また研修生も入れてやっていますので、問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員、堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは番号2について、報告をいたします。11月21日に事務局2名と私

の3名で現地調査を行っております。地図は13ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

道路を挟んで左右に現地があります。〇〇-〇と、△△△-△、両方ともにきれいに耕耘されておりました、春の作付けに向けての準備が整っている、こういった状態であります。したがって申請人の〇〇〇さんは引き続き農業を行っていると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3についてですが、こちらは〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは報告をいたします。11月21日に事務局2名と私の3名で現地調査を行っております。地図の14ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇-〇はハウスと畑が半々になっております。ハウスの方ですが3棟ありまして、1つはもう終わりに近いピーマンが作付けされておりました。2つ目の棟にはまだ盛りのシロナスが作付けをされております。3つ目の棟には現在は空いている状態ということであります。残り半分の畑の方ですが、こちらにはダイコン、ホウレンソウ、コマツナ、こういった物が作付けされておりました。それから地図の左の方の△△△-△、こちらは9メートル×20メートルという補助金で作った大きなハウスがあります。今年はトマトを作付けしていたということですが、行った時にはきれいに整備がされておりました。一応次の作付けを待つような状態となっております。このハウスを挟んで畑が左右にありまして、隣の1つにはレモンの木が、まだ小さい苗のような物ですが、7本ほど植わっております。残りの畑の方はきれいに耕耘がされておりました。そういうことからして、申請人は引き続き農業を行っていると考えます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。では、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは15ページをお開きください。11月21日、堀江職務代理、それから事務局2名、私の4名で現地調査を行いました。当該地につきましては、引田駅の北口土地区画整理事業地域内にありまして、現在は大規模な建築物が建築中でございますが、ここに〇〇〇〇さんの土地があったと思われまして、現在は区画整理仮換地指定がされておりまして、今は事業中です。ですから正確な位置は確認できませんでした。事務局の方から区画整理前の航空写真を見せていただきまして、それで〇〇〇〇さんの土地に作付けがされ、耕作をされていたということを確認いたしました。それから農地台帳からも〇〇〇〇さんが耕作をしていたということを確認させていただきました。そしてまた、〇〇〇〇さんは仮換地指定の時に飛び換地を希望されて、農業ゾーンへの仮換地指定を希望されていたということから、農業の継続を考えていたということが分かります。そういうようなことから、〇〇〇〇さんは当時から農業の主たる従事者であったことを判断いたしました。私からの報告は以上でございます。ご審議の程よろしく願います。

(議長) 続きまして、番号1の補足について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。今、野崎委員にも説明をしていただいたのですが、こちらの方がかなり特殊なケースになっておりまして、今現在こちら、元の地番の方はすでに区画整理事業が入っておりまして、畑としては使えなくなっているというような状況です。ただ、そこから農業ゾーンへ換地をして、そこで継続して生産緑地として営農を行っていくという意向があったのですが、ここで残念ながらお亡くなりになってしまったということで、ご本人が元々換地前の土地で農業をやっていたということが確認できれば、主たる従事者であったことが証明でき、買取申出もできますので、こちらに上がってきた案件となっております。補足については以上になります。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?農業ゾーンへ行って、いきなり欠けちゃうということでしょうかね?早速農業ゾーンが崩れるという訳ですね。

(事務局) そうですね。全てが農地の予定だったのですが・・・

(議長) それはしょうがない・・・

(事務局長) 相続人ができないということなので。

(議長) はい。わかりました。

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会11月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、12月23日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時20分